

別表二

(平成十八年)

番号	受令状	
	請求	発付
三	一件 <small>(報告済み)</small>	一件 <small>(報告済み)</small>
麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		
二人		新たに逮捕した人員数

(平成十九年)

番号	受令状	
	請求	発付
五	一件 <small>(報告済み)</small>	一件 <small>(報告済み)</small>
麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		
六	二件 <small>(報告済み)</small>	二件 <small>(報告済み)</small>
麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		
一人		新たに逮捕した人員数

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注二) 「新たに逮捕した人員数」とは、平成十八年中及び平成十九年中に傍受を実施した事件に関連して、平成二十年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注三) 平成十四年から平成十七年までに傍受を実施した事件に関連した平成二十年中新たな逮捕者はなかった。